

最高裁秘書第3247号

令和元年6月19日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月17日付け（同月20日受付，最高裁秘書第2694号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 祝辞（平成30年4月5日付け平成30年度裁判所職員総合研修所養成課程入所式分）（片面で2枚）
- (2) 祝辞（平成30年7月23日付け比較法国際アカデミー第20回国際会議開會式分）（片面で2枚）
- (3) 祝辞（平成31年3月1日付け平成30年度裁判所職員総合研修所養成課程修了式分）（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

祝 辞

第15期研修生の皆さん、本日は誠におめでとうございます。

重要な職責を担う裁判所書記官あるいは家庭裁判所調査官を目指して努力を重ね、本日入所式を迎えられましたことに対し、心からお喜びを申し上げます。

科学技術の発展、社会経済情勢の変化、国際化等が急激に進み、私たちは未曾有の変革期に位置しているといわれています。価値観が多様化し、組織や家族の在り方が変容する流動的な状況の中で、見通しの不透明さ、不安定感などが生じているように見えます。

こうした中で、利害や価値観の衝突が生じ、その解決や調整が求められる場合に、証拠と法に基づき、適正な手続に従って、考えの筋道を明らかにして判断を示すという裁判の機能が、これまで以上に重要性を増しています。

裁判で示された判断によって、関係者は考え方を整理し、次の行動の指針を定めるのです。現に、裁判所に提起される事件の内容、当事者の裁判に対する姿勢も、かつてに比べ随分変化しているように見えます。

裁判所書記官は、法的専門性をもって、公正かつ円滑な手続を確保する専門職です。家庭裁判所調査官は、行動科学の知見や技法を活用して、納得性の高い審判や調停の実現に寄与する専門職です。

裁判は、一種の情報処理をチームプレーで行う仕事ともいえるでしょう。いうまでもなく、裁判官だけで裁判を行うことはできず、専門職である裁判所書記官、家庭裁判所調査官との協働によって、初めて当事者の求める適正妥当な裁判が実現できます。また、当事者は、裁判官に会う前に、裁判所書記官や家庭裁判所調査官と会うことが多く、その機会に、裁判あるいは裁判所に対するイメージを

築くことが少なくありません。その意味でも重要な役割を担う専門職なのです。

これからの研修において、このような専門職に求められている役割を果たすために、まずは基本的な知識と技法をしっかりと習得していただきたい。その上で、職務を遂行している将来の自分の姿を頭に描き、実際にどのように仕事をするのか、なぜそうするのか等について自ら考え、周囲と議論しながら、課題を見つけ、常に改善と工夫を重ねるといふ、専門職らしい職務スタイルを自分のものとしていただきたい。

この研修所において、裁判所書記官と家庭裁判所調査官の養成を行っていることは、職種間の相互理解の基盤を築く上で、とても大きな意義があります。実り多い交流を重ね、高い職業倫理を共有する裁判所職員として、信頼し、尊敬し合える関係を築いていただくよう期待しています。

皆さんが、心身とも健康で、充実した研修生活を送られ、無事に養成課程を修了されて、裁判所書記官あるいは家庭裁判所調査官として巣立ち、伸びやかに羽ばたかれることをお祈りして、私の祝辞といたします。

平成30年4月5日

最高裁判所判事 小池 裕

祝
辞

〔平成三〇・七・二三 国立大学法人九州大学伊都
キャンパス 椎木講堂大ホール
比較法国際アカデミー第二十回国際会議開会式〕

秋篠宮同妃両殿下の御臨席を仰ぎ、比較法国際アカデミー第二十回国際会議が開催されるに当たり、一言御挨拶申し上げます。

比較法国際アカデミーは、一九二四年にオランダ、ハーグで設立され、法学分野では、最も権威のある団体の一つとして活動してこられました。一九五〇年以降、四年に一度開催される国際会議における最新の学術成果は、広く国際社会の法実務及び研究教育に貢献してきました。国際的な法学研究の発展のためのこれまでの皆様の御活躍に、深く敬意を表する次第です。

二十回目となる本会議は、東アジアでは初めての開催となり、各

国報告者のレポートに基づいて、法のあらゆる分野をテーマとする三十以上のセッションが開かれ、また、世界で拡大しつつあるシェアリング・エコノミーやAI、自動運転といった先端技術についても、テーマとして議論をされると伺っております。

交通、通信手段の飛躍的な発展に伴ってグローバル化が進み、人や物の往来、企業活動が多国間にまたがる現代においては、様々な法律問題や課題は、一国内にとどまるものではありません。近時、技術の発展に伴い、新たな課題も生じており、それらの解決のためには、各国の研究者や法実務家間の情報共有と協力が不可欠なものと思われまます。さらに、社会や経済の持続的発展には「法の支配」の確立が必要です。

このような時期に、「法の支配」の価値を各国と共有してきた我が国において、本会議が開催され、各国を代表する研究者や法実務家の皆様が一堂に会し、国際的な視野に立って、社会が直面する喫緊の問題について意見交換が行われることは、極めて有益なことと思えます。

それぞれのセッションにおいて活発な、かつ、奥行きのある深い議論が行われ、本会議が大きな成果を上げられますことを心より御期待申し上げます。

最後に、御出席の皆様方の益々の御活躍と御健康、そして比較法国際アカデミーの更なる発展を祈念して、私の挨拶といたします。

平成三十年七月二十三日

最高裁判所判事
山口
厚

祝 辞

皆さん、本日はおめでとございます。

皆さんが裁判所職員総合研修所での一年間又は二年間にわたる厳しい養成課程を無事修了され、今日の修了式を迎えられたことを、心からお喜び申し上げます。また、この間、熱意と愛情を持って研修生の指導に力を注がれた所長を始めとする教官、事務局職員の皆様方の御労苦に対し、深い敬意と謝意を表します。

今日の社会経済構造の変化や民主社会の成熟に伴う国民の権利意識の高揚、価値観の多様化といった社会の動きには、まことに激しいものがあります。そうした中で、裁判所に対する国民の期待と信頼はますます高まっています。これから、裁判所書記官、家庭裁判所調査官としてのキャリアを開始される皆さんには、司法に対する国民の期待と信頼の重さと、それに伴う厳しさを自覚しながら職務に励んでいただきたいと同時に、裁判手続の中で枢要な役割を果たす専門職を務めることに誇りと責任を感じて職務に取り組み、その力量を高めていかれるよう希望するものです。

そこで、皆さんには三つお願いしたいことがあります。

まず一つ目ですが、国民からより一層信頼される裁判所の実現に向け、これまで以上に質の高い司法サービスを提供していく姿勢を大切にしてほしいということです。そのためには、組織一丸となって事件処理に当たるといふ意識が重要となります。裁判所では、裁判所書記官や家庭裁判所調査官といったそれぞれの専門性を持った職種が裁判官とチームを組み、互いに支え合いながら職務を遂行しています。皆さんには、そのチームの一員として事件処理に当たるといふ意識の下、積極的に学び、コミュ

ニケーションや議論を通じて、互いの力を結集し、より質の高い合理的な審理判断ができるように、自らの力量と組織の活力を向上させていきたいと思えます。

二つ目ですが、裁判所書記官や家庭裁判所調査官には、裁判官と十分な意思疎通を図りながら、先に申し上げたような社会の変化に対応し、適正迅速な裁判や納得性の高い審判、調停を実現するために最も合理的な事務は何かということや常に考える姿勢が求められるということです。日々の執務において、常に法規の内容を確認し、当たり前前の事務であっても、些細な疑問や違和感等の気付きをきっかけに、皆さんの新鮮な感覚を大切にして、事務の改善策を提案するなど議論を交わしていただきたいと思えます。

三つ目ですが、皆さんが、裁判所職員として、その職責を十全に果たし、国民の期待と信頼に応える裁判の実現に寄与するためには、何よりも皆さん一人ひとりが心身の健康を保持することが大切です。それぞれの職場においてもワークライフバランスの確保など細心の配慮をしておりますが、皆さん御自身も機会を求めて休養やリフレッシュに努め、気力と体力が充実した職業生活を送っていただきたいと思えます。

終わりに、皆さんが、裁判所の枢要な一員として、今後、多方面で御活躍されることを心から祈念して、私の祝辞といたします。

平成三十一年三月一日

最高裁判所判事 池上政幸